

経済財政諮問会議
議 事 録

(平成 17 年第 26 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2005 年 11 月 22 日(火) 16:50～18:26
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	小泉 純一郎	内閣総理大臣
議員	安倍 晋三	内閣官房長官
同	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
同	竹中 平蔵	総務大臣
同	谷垣 禎一	財務大臣
同	二階 俊博	経済産業大臣
同	福井 俊彦	日本銀行総裁
同	牛尾 治朗	ウシオ電機(株)代表取締役会長
同	奥田 碩	トヨタ自動車(株)取締役会長
同	本間 正明	大阪大学大学院経済学研究科教授
同	吉川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	麻生 太郎	外務大臣
同	川崎 二郎	厚生労働大臣
同	中馬 弘毅	行政改革担当大臣
同	小池 百合子	内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)
	三浦 一水	農林水産副大臣
	松村 龍二	国土交通副大臣

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 政策金融改革について
 - (2) 社会保障制度改革について
 - (3) 特別会計改革・特定財源について
 - (4) 予算編成の基本方針(事項案)について
3. 閉会

(説明資料)

- 政策金融改革の基本方針骨子(有識者議員提出資料)
- 政策金融改革について(谷垣議員提出資料)
- 政策金融機関改革について(竹中議員提出資料)

- 政策金融改革（中小企業金融）について（二階議員提出資料）
- 政策金融改革について（麻生臨時議員提出資料）
- 政策金融改革について（川崎臨時議員提出資料）
- 医療制度改革について（案）（与謝野議員提出資料）
- 医療制度改革の議論の集約に当たって（有識者議員提出資料）
- 医療制度改革について（川崎臨時議員提出資料）
- 平成 18 年度予算の編成等に関する建議・特別会計の見直しについて（谷垣議員提出資料）
- 特別会計改革・特定財源問題について（有識者議員提出資料）
- 「平成 18 年度予算編成の基本方針」の主な事項案

（配付資料）

- 平成 18 年度予算の編成等に関する建議（財政制度等審議会）
- 特別会計の見直しについて－制度の再点検と改革の方向性－（財政制度等審議会）

（本文）

○議事の紹介

（与謝野議員） ただいまから今年26回目の経済財政諮問会議を開催いたします。

本日の議題ですが、まず政策金融改革について御審議をいただきます。麻生大臣、川崎大臣、小池大臣、中馬大臣が出席され、それから中川大臣は海外出張のため三浦副大臣に、北側大臣は海外出張のため松村副大臣においでいただいております。

続きまして、川崎大臣に引き続き御出席をいただき、第2の議題としては、社会保障制度改革について御審議をいただきます。その後、特別会計改革・特定財源について御審議をいただき、最後に予算編成の基本方針（事項案）について御審議いただく予定です。

（プレス退場）

（与謝野議員） 本日は大変議事が多いものですので、ぜひ効率よく議事を進めさせていただきたいと思っております。

それでは、まず政策金融改革について、有識者議員から御説明をお願いいたします。本間議員。

○政策金融改革について

（本間議員） それでは、政策金融改革の基本方針骨子につきまして、私の方から説明させていただきます。

平成14年に経済財政諮問会議で「政策金融改革について」というペーパーを取りまとめました。それに基づき、今回、基本方針というものを発表させていただき、最終的なステップに入ってまいりたいと考えております。

平成20年度から新体制に移行するということを確認した上で、資料の別紙1でこの政策金融改革の基本原則10項目を挙げております。

第1は、政策金融は3つの機能に限定し、それ以外は撤退をする。1つ目は中小零細企業・個人の資金調達支援、2つ目は国策上重要な海外資源確保と、国際競争力確保に不可欠な金融及び円借款、3つ目は円借款について、政策金融機能と援助機能を併せ持つ形をどう強化をするか。この3点であります。

第2は量的な原則であります。「小さくて効率的な政府」の実現に向けて政策金融の貸出残高対GDP比の半減を平成20年度中に実現する。そして、質的な担保あるいは量的な削減を実現するために、市場化テスト、評価・監視機関設置により再編後も継続的に縮小努力をしていくということ。また、民営化をする機関がありますが、これは完全民営化を目指す。これを原則にさせていただいております。

それから第3の項目であります。これまで政策金融機関が危機対応について、量的な形で直接行うことを前提にしておりましたけれども、今回の政策金融改革に当たっては、民間金融機関も十分に活用し、それを政策金融機関だけに限定しないで、きちんと対応できるような体制を整備していくということを提案いたしております。

最後に、効率的な政策金融機関経営を追求する。これまで直接金融でやってまいりました部分を、部分保証、証券化、間接融資等を通じた、民間金融機関の補完としての機能を十分繰り入れるものとする。また、政策金融機関への経営陣、トップマネジメントへの天下り廃止を速やかに実現する。さらに、トップマネジメントの問題だけではなく、統合集約する新機関では、組織を簡素化し、事業運営を効率化して実現する。こういう考え方のもと、整理をいたしております。

この原則を確認した上で、資料の別紙2で政策金融の各機能の分類を行っております。4ページ、5ページで各現存の政策金融機関を、それぞれ「政策金融から撤退するもの」、「政策金融として残すもの」、「当面残すが将来的には撤退するもの」と3分類をいたしております。これは、詳細を説明いたしますと時間がかかりますので、図でこの点について、組織の切り分けの問題と併せて説明をさせていただきたいと考えております。

1ページの「新組織のあり方」についてでありますけれども、これをまず簡単に説明し、図でこれをさらに整理いたしたいと考えております。

まず、新組織のあり方として、1番目の「政策金融から撤退する部分」。「①現行日本政策投資銀行」については、新金融技術開発機能を維持するためには多くの機能が揃っていることが望ましいこと等から、一体として完全民営化する。「②現行商工組合中央金庫」については、所属団体中小企業向けのフルバンキング機能を行う機関として完全民営化をする。さらに政府出資については、財政基盤整備等のため最低限の移行措置を講じる。できるだけ早く完全民営化を実現すること。「③現行公営企業金融公庫」については廃止し、資本市場等を活用した新たな仕組みに移行する。これが政策分野から撤退する部分であります。

2 番目の「政策金融として残すもの」。この上記の機能分類を別紙 2 で整理しておりますが、ここから図を使って説明させていただきたいと思います。資料 6 ページの別紙 3 の A 案をご覧くださいと思います。

まず、左側に現体制がございます。そして新体制を右側に書いておきまして、現行の出融資額について、統合あるいは民営化の状況を矢印の方向で整理しているということでもあります。今、申し上げました考え方の下、沖縄振興、国民生活、中小企業、農林漁業につきましては、教育貸付、一般貸付、食品産業、貿易投資から撤退し、新しい政策金融機関に、沖縄振興、零細・中小企業、農林漁業、そして J B I C の国際協力分野である資源エネルギー、国際競争力の部分を統合し、新しい政策金融機関として特殊会社化するという形になっております。

さらに A 案では、政策投資銀行は先ほど申し上げましたとおり、全体として民営化をする。国際協力銀行につきましては、新政策金融機関に分離いたしました機能を除いた部分につきましては、実施機関を首相直属あるいは J I C A と統合する形で再編をする。さらに商工組合は民営化する。公営企業につきましては、廃止・新たな仕組みを考える。これが抜本的な改革案として、考えられる一つの案であります。

政策金融改革 B 案のところを見ていただきたいと思います。この案は国際協力の部分が異なるということもございます、先ほど挙げました資源エネルギー、国際競争力を残しながら、貿易投資から撤退する形で新機関を設立する、こういうことでもあります。他は A 案と同じ考え方で整理をしているということでもあります。

さらに C 案につきましては、様々な立場から機能あるいは組織を温存すべきだというご意見があり、その一つの例示として挙げたものであります。これにつきましては、左側から右側にかけての動きは、今申し上げました出入りの部分のところを整理した形になっております。

この A 案、B 案、C 案を、一応、民間議員のたたき台として出させていただいておりますが、基本原則に沿う考え方というのは、我々は政策金融改革 A 案として、ここでは強く一番最初に位置付けているということでもあります。

以上でございます。

(与謝野議員) ありがとうございます。それでは、次に谷垣大臣から御説明をお願いします。

(谷垣議員) 私もペーパーをお出ししておりますが、私は基本的に、今、本間議員から御説明いただいた B 案に近い考え方を持っております。私の考え方は、政策投資銀行は民営化する。株式会社化して将来の自立を視野に入れるべきだと思っておりますが、ただ先日も御議論がありましたように、例えば、原発等をどうするのかというような、なかなか民間金融機関では対応しにくいような問題もございまして、当面、政策投資銀行に対する期待というものはあると思います。したがって、リードタイムであるとか、あるいはそういうものへの資金調達をどうするかということに対する配慮が当面必要なのではないかと考えております。

その他の機関につきましては、国内のものは一本にまとめていく。もちろん、沖縄等については別途沖縄をどう考えるかという問題が、別途の観点としてあるかと存じますが、政策金融機関としては、国内向けのもの是一本にまとめていくということで良いのではないかと思います。

そこで問題は、A案との主たる違いである国際協力銀行をどうするかということになるわけですが、私はB案に書いてあります、経済協力、資源エネルギー、国際競争力といったものは必要だと思いますし、金融危機等に対する対応というのも、国際協力銀行には今行っている機能として残すべきではないかと考えております。なぜ私が国際協力銀行一本を良いと考えるかと申しますと、ODAと国際金融という両方を持っておりまして、発展途上国から中程度の国に至るまで金融手法を用いて、新聞に書いてあった言葉でございますが、「魚をあげるのではなく、釣り竿を持てるようにする」という仕組みを持っており、国際的にも高く評価されているからでございます。私はこのような特徴は日本の国益として維持した方が良いと考えております。それから、特にエネルギー面において、近隣諸国等がエネルギー資源の確保に非常に熱意を持ってございますが、そういうものに対応するためにも国際協力銀行のような仕組みが必要ではないかと考えているところでございまして、そういう点で、私は基本的にB案に近い考え方を持っているわけでございます。

それから、このB案の中で教育貸付は撤退とございますが、母子家庭等々を考えてみますと、所得制限はきちんとする必要があると思いますが、まだ教育貸付の果たす役割は残っているのではないかと考えているところでございます。

以上、簡単に申し上げました。

(与謝野議員) 次に、竹中大臣から御説明をお願いします。

(竹中議員) 私も1枚の短い資料を用意させていただきました。まず、今日は骨子でありますから、この骨子をしっかりとした基本計画にしていかなければいけないわけですが、幾つかまだ欠けている部分があるのではないかと思いますので、その点を申し上げたいと思います。

第1に、政策金融として残すべき部分につきまして、融資の選別等々につきましては、概ね民間議員が提起された内容で私は結構であろうかと思います。ただ、そうした観点を含めて、残された金融機関の組織をどうするかということに関して今日は3つの案が出ておりますけれども、組織のあり方を議論するに当たっては、どういう理念・哲学に基づいてこういう議論が出てきたのかということが示されなければいけないと思います。そこはしっかりと御議論して書いていただく必要があると思います。

私は、当然行革の視点というものがあると思います。そしてもう1つは金融機関運営の視点というものがあると思います。行革の視点からいうと、少なれば少ないほど良いのではないかと。やはり組織の数は「1」が好ましいのではないかと。ことに当然なると思いますし、金融機関の運営の視点から見ても、規模及び範囲の経済から考えましても、これを分断する理由は特にはないのではないかと

思いますので、やはり組織の数は「1」が自然の結論ではないかと。その意味では民間議員がおっしゃった通りだと思います。ただし、その理念のようなものは明確に示しておいていただく必要があるのではないかと思います。

また、これまで議論されていたことで民間議員資料の中に十分に示されていないのは、“民の補完”が継続的に確保できるようなメカニズムが必要だということ。その点について、さらに今まで議論してきたことを書いておいて頂く必要があると思います。これはガバナンスの問題、天下り等の問題もありますが、特に私が申し上げたいのは、今日の民間議員の提案では残る金融機関については特殊会社にするということで、これは株式会社として特殊会社にするという意味であろうかと思えますから、それはそれで結構だと思うのですが、その場合は委員会設置会社にする必要があるのではないかと思います。それがガバナンス上必要だと思えます。ちなみに、日本郵政株式会社が再来年10月にできますが、これは委員会設置会社にするつもりでございます。

また、機能の継続的な見直し。これは以前に福井総裁がおっしゃったことで大変に重要なことだと思いますが、常に時代の変化とともに、不必要になったものは民間に委ねていくというメカニズムが継続的にワークしなければいけません。そのために評価のシステムを入れなければならない。市場化テストを義務付けるというようなことも考えられると思いますけれども、それについてしっかりと基本方針には書かなければいけないと思います。

第2に、その上で政策金融として残さない部分について、民営化の議論が出ておりますが、実は民営化のあり方についての議論が必ずしも十分この場ではなされていないと思います。私は、本来は廃止が原則であると思います。もちろん、しかるべき理由があるときには民営化が当然なことでありまして、結論からいいますと、私は商工組合中央金庫、日本政策投資銀行の民営化には賛成でございます。しかし、なぜ廃止ではなくて民営化なのか。これは、例えば商工中金の場合は、中小企業金融に対して社会的に期待される役割があるということだと思いますし、日本政策投資銀行に関しては、金融の非常に貴重なノウハウを持っているため、これを解体するのはもったいないということなのだと思います。そうした点を踏まえた上での議論でなければいけないと思います。

そして重要な点は、前回は申し上げましたが、郵政民営化時の議論を踏まえれば、民営化する場合には民有民営とすべきである。これは今日の民間議員資料には「完全民営化」と明示しておられますから、そのような趣旨であれば、私は結構であろうかと思えます。

もう1点、これも郵政民営化の時と同じですけれども、実は市場の中で自立できることが必要だという条件が出てくると思います。郵政の議論のとき、財務大臣は新たな財政負担がないことが条件だと何度もおっしゃいました。これは今回も同じであろうと思いますので、基本的な原則として確認をしておく必要があるかと思えます。万が一にも、追加的な財政支援がなければ市場の中でやっていけないということであるならば、これは廃止するしかないわけでありまして、

その点は厳しく議論をしておく必要があろうかと思えます。

第3に、工程のスピード感でありますけれども、政策金融の基本的な考え方を今回まとめますが、可能な範囲で基本法のようなものを次期通常国会に提出すべきではないかと思えます。また今後の問題として申し上げるわけですが、移行期間は極力短くすべきであるという前提のもとで、具体的な基本方針を作るべきであろうと思えます。

以上です。

(与謝野議員) 次に、二階大臣から御説明をお願いします。

(二階議員) 先般と同じペーパーは提出してございますが、政府系金融機関の改革については、前にも申し上げたとおりであります。改めて政府系金融機関は数のことも大きな問題の一つではありますが、私はそれよりも機能が重要だと考えております。新たな機関が中小零細企業の期待に応えられるかどうかということが課題だと思えます。そういう意味できちんと機能を果たせるように、460万の中小零細企業に対して、中小企業者のための中小企業金融がきちんとした旗を立てて、中小企業の経営者に不安感を与えることのないように対応することができるかどうか、まさにそれが政治だと考えております。

商工組合中央金庫につきましては、私も中小企業の役に立つ改革を積極的に進めるべきだという判断に立っておりますが、先般、民営化の方向を打ち出した後にも、中小企業関係四団体の代表等から要望がございました。いずれも我々、中小企業にとって、今まで頼りにしてきた金融機関が直ちに民営化というのでは戸惑ってしまうという、大変強い不安感を主張されておりました。これは、私は当然のことだと思えますので、移行期間についても、十分慎重に対処しなければならないと思っております。そして商工中金においては、民営化によって効率的・自立的な運営を実現するというと同時に、国の出資や金融債の発行など、資金調達に支障を来さないように措置することも重要だと思っております。つまり、いざというときには、中小企業の要請に応えられる意味合いを持った機関として位置付けておくことが大事で、中小企業にとって信頼できる金融機関として位置付けていくということが重要だと思っておりますので、中小企業振興のために、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

(与謝野議員) 次に麻生大臣から御説明をお願いします。

(麻生臨時議員) 横長の1枚紙をご覧いただければと存じます。ここに書いてありますことは、先ほど民間議員の出された資料においては、機能として考えるべきところで、いわゆるODAを含めまして、国際競争力確保を目的とする金融手段や円借款等については、政策金融として残すべき機能と考えられておられるようにお見受けしますので、この点に関しては基本的には賛成であります。

ODAで行われるような10年据え置きで25年のローンというものは、銀行では考えられないようなものだと思っております。通常のODAは果たして金融かと言われると、私どもはちょっと正直、分けとてはなかなか難しいところだと

思っており、基本的には日本の外交政策として、切り離せない最も大事な柱だと思っております。そういった意味で、ODAにつきましては、いわゆる「顔の見える外交」など、いろいろな表現がありますけれども、基本的には総理のリーダーシップの下できちんと維持されてしかるべきものだと思います。

これは多分、谷垣大臣も同じような意見なのだと思いますが、中国等と比べて我が国の場合は、国会で拘束される時間が、外務大臣、財務大臣いずれも極めて長期間にわたっております。金を借りる側の途上国の立場から見ますと、大臣は来られないので、その代わりにほとんどを JICA の緒方理事長や、JBIC の篠沢総裁がやっております。彼らが行くことによって、向こう側もこれは大丈夫なのだとということで安心をされるという点は大事なところですね。このような事情は、中小企業を預かっておられる二階先生のところと同じかと思っております。民間議員資料は、貸す側の都合でざっと整理されておられますが、借りる側の都合も考えておいていただかないと、これは政治としては成り立たぬという気がしますので、私どもとしては、その点も考えてやらなければならないところではないかと思っております。

また、新たにどこか 1 か所にまとめて援助庁のような形になると、外交政策としては二重あるいは屋上屋を重ねる等いろいろな表現があるのだと思いますけれども、そういった形はいかなものかというような感じであります。

以上です。

(与謝野議員) 次に、川崎大臣から御説明をお願いします。

(川崎臨時議員) 民間議員資料では、小規模零細企業の融資は政策金融として残すと書いていただいておりますので、これで結構でございます。なお、組織形態については、営業者の利便性と融資体制の専門性ということについて御配慮を賜りたいをお願い申し上げます。

以上です。

(与謝野議員) 次に、三浦副大臣から御発言を願います。

(三浦農林水産副大臣) ただいま農林水産省におきましては、担い手に政策を集中する改革を緒に付けたばかりでございます。現実的には平成 19 年から本格的なスタートをするという状況でございます。今後 6、7 年で農業従事者が非常に激減する見込みがあります。その中で、このことを逆に追い風にできるような改革につなげていきたいという意気込みであります。

今の農業関係における金融の問題で申しますと、どうしても民間では対応が困難な必要最低限の機能ということを確認していくことが必要だと考えております。今回の基本方針骨子案につきましては、農林漁業金融公庫分野の機能につきまして、農林水産省の意見は概ね反映いただいたものと受けとめておりますが、今後、財政投融资の借入金や補給金の受け入れを通じて、農林漁業金融公庫が果たしてきた長期低利の融資機能が十分発揮できる形になりますように、農林水産省としても検討していきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(与謝野議員) 次に、小池大臣から御発言をお願いします。

(小池臨時議員) 特別にペーパーは用意いたしておりません。委員の先生方をはじめ、沖縄の置かれている特殊な立場について、また、経済・金融の状況については、既に御承知であると思います。その観点から申しましても、沖縄振興開発金融公庫は地域特性に精通しておりますし、また、身近できめの細かい機動的な対応ができるということで、これまでも大きな役割を果たしてまいりました。また、理事長でございますけれども、もともとプロパーの人材でございます、いわゆる天下りの存在ではないということをもう一つ加えておきたいと思います。

それから、先般、自民党の沖縄振興委員会の方に私も出席いたしましたけれども、その中で、「嫌なものは沖縄に持ってきて、沖縄に必要なものは引き上げるのか」という大変辛辣な声もございましたことを御披露させていただきたいと思えます。確かにこの民間議員資料による分け方ですと、(イ)と(ロ)となっておりますように、機能的・組織的な面ではいろいろな分析ができるかと思えますけれども、今、沖縄にとりましては米軍再編の問題も抱え、最も大きなものは政治的な判断かと、このように感じているところでございます。その点を踏まえまして、沖縄公庫の存続は不可欠という声をお届けしておきたいと思えます。

以上です。

(与謝野議員) 中馬大臣。

(中馬臨時議員) このようなたたき台といいましょうか、骨子案を出していただきました。取りまとめ後は、これにつきまして、私の方で担当して、具体化を進めるということですから責任は重いわけでございますが、それにつきましては、少し詰めておかなければいけない点があるかと思えます。

私は、行革の目的からすれば、基本的には、なるべく民間に移すないしは廃止するといったA案が良いと思えます。しかし、この中でも商工組合中央金庫を民営化するのであれば、それと同じスキームの中で、商工会議所等、民間の公的なものが関与することによって、国民生活金融公庫や中小企業金融公庫までもここに移すことができるのではないかと、そこまで踏み込めるのではないかと、ちょっとそういう感じはいたしております。それによって、商工中金や、あるいはまた中小公庫、国民公庫が持っているいろいろな審査能力等を生かしながらこれをやれると思う。

つまり、基本的にはA案で賛成でございますけれども、公的なものがかめるようにすれば、中小企業金融公庫、国民公庫等も含めて商工中金と同じようなスキームの中で民営化することが可能ではないかという気持ちが若干ございます。

それから、ここに書いてあります国際協力銀行についてですが、民間議員ペーパーでは実施機関を首相直属にすると書いてございます。そうしますと、これはいわゆる公務員になるわけでございますから、それでは「小さな政府」の流れとどう整合性を持たしていくのかという気がしております。

また、特殊会社は一時的な途中段階の経過的なものであって、最後は完全民営化ということを用意されているのではないかとと思えますが、そのステップをどうしていくのかということについて、もう少し御説明願えたらありがたいと思って

おります。

それから、商工中金の最低限の移行措置について、今は、官の方が4,000 億円出資しております。この4,000 億円をそのままきちんと返すのか、それともしばらくこれを持ったままやるのか、それによっては完全民営化という言葉とどう整合性があるのかといったことも問題になってくるので、少し疑問に思っていることとございます。

もう1つ、竹中大臣からの基本法を作成すべきという指摘でございますが、この基本方針そのものを行革の重要方針に盛り込んで、年末に閣議決定するわけですから、その意味でこれは基本法そのものであって、これと別に基本法を提出してまたやるよりも、急ぐのであれば、どんどん基本方針を詰めていくことの方が大事ではないかと私は思います。むしろ、各政策金融機関にはそれぞれ設置法等があるわけですから、その改正法案作成はかなり急ぐ必要がありますし、いちいち基本法を作って出して、その上で、また各機関の個々の法律を出すよりも、重要方針自体が基本法だという認識のもとに、どんどんと作業に移った方が良いのではないかと私は思っております。急ぐ必要があるわけですから。

そのほか、政策金融の方も推進本部を設置して私どもがやることになると、事務手間のことになりましようけれども、こうしたかなりの法案作成、国会審議等を抱えた形でこれからやっていかなければなりません。そうしますと事務局に金融のわかったスタッフ等が必要になるわけとございますから、官房長官の方で、私どもの事務局の方にそうしたスタッフを入れた形の対応をして頂きたいとお願いする次第でございます。

(与謝野議員) ありがとうございます。それでは、自由に御発言をいただきたいと思えます。吉川議員。

(吉川議員) 私ども民間議員の考えは、先ほど本間議員から御説明があったとおりです。A、B、C案3つありますが、私も基本的には、基本の形はA案が良いのではないかと考えています。1つだけA案の図の中で新機関の中に機能が書いてあるわけですが、中小企業、農林業等と並んで国際的な資源エネルギー開発とか国際競争力というものが挙がっております。前回の会議で福井総裁から範囲の経済(エコノミー・オブ・スコープ)ということが一つの視点として出されたと思うのですが、機能ということからすると、率直に言って、この中小企業、農林漁業と国際的インターナショナルとの間に、範囲の経済が働くとは余り考えられないという気がしております。だからB案が良いと申し上げているのではなくて、私は、基本はA案が良いと考えているのですが、この国際面のところは、機能ということを重視してもう少し詰めた上で、A案にした方が良いと思っております。

(与謝野議員) 他に御発言ありませんか。奥田議員。

(奥田議員) 私も吉川議員と同じでございます。A案、B案の2つの間に入ってくると思うのです。国際協力銀行の、ここに書いてある新エネルギーや国際競争力といった機能をどのように考えるかということは、今後、機能論から発して組

織論に入るときに、ひとつの大きな問題となるので、この点についてはもう少し深掘する必要があるのではないかと考えております。

(与謝野議員) 牛尾議員。

(牛尾議員) 同じ焦点の話ばかりになるのですが、国際協力銀行に関して、私もいろいろな方に話を聞きましたけれども、一番大事なのは、麻生大臣がおっしゃったように、妙な組織をつくって屋上屋を重ねるのは非常に使い勝手が悪いということ。緒方理事長にもお会いしたら、どんどん自分で現地に行っていてやっているで、今の形で限りなく小さいものにしておいてもらうのが一番使いやすいというお話でありました。これは現実には非常に難しいのですが、どこまで小さくしていくかということも十分考えながら、しかし、この機関は民営化できない新機関になると思うので、その辺は十分に検討して考えていくことが重要。国際協力銀行に関しては特殊な使命を持っているので、しかも変化をしていくこともあり得るので、十分慎重にやりたいと思っています。他の点に関してはA案が良いと思います。

以上です。

(与謝野議員) 二階大臣。

(二階議員) 先ほど中馬大臣から、商工中金の問題で国の出資の4,000億円をどうするかというご意見がありました。私はどうするかということと言われれば、財務基盤が極めて脆弱でありますから、破綻してしまった後で公的資金を投入するくらいならば、今の4,000億円を残しておく方が、私はよりベターではないかと思っています。中小企業というのは、そう簡単に融資を受けられるわけではありませんので、現在の融資先は約8万、組合に入っていて潜在的な融資先というのは280万あると言われるわけですから、その中小企業に不安感を起こさせないためにどうするかということが大事でありますし、中小企業は今日までの自らの経験で、銀行はいざというときには助けてくれないと、世間ではそういうことは良く言われているわけです。我々は、政治として、その民の声はきちんと聞いておく必要があると思います。

そこで、政策金融機関としての商工中金を今日まで頼りにしていた日本各地の商工会議所、あるいはその背後のメンバーといった人たちの意見もこの際十分に聞いて、最終的には政治判断で決定をするということに私も異存ありませんが、その際、特別法に基づいて、いざというときには、中小企業の要請に応えられるという意味合いを持った機関に位置付けしておくことが大事ではないかという考えはいまだに持っているわけです。そこのところは、今後、ご相談の上、調整していきたいと思っています。

(与謝野議員) どうぞ竹中大臣。

(竹中議員) 民営化をする場合の原理原則は、私は民有民営というのは、時間はかかると思うんです。しかし、商工中金の場合、もちろんそれをすぐにはできないわけですが、民有民営になるという仕組みを入れておかないと、まさに郵政がそのものだったわけですが、公的な資金の入り口論、出口論とのつじつまが

どうしても合わなくなってしまうのだと思います。

それと、国民から見ると政府が出資した特別な会社ということになると、結局、政策金融機関がそこにあるではないかという議論にもなってきたかねないと思います。商工中金の果たす役割は大変重要だと思いますし、だからこそ市場の中でしっかりとやっていけるような仕組みで出発をさせてあげる、そういう制度設計をしていくことが大変重要だと思います。

民間議員から、A案だけれども、留保条件というようなお話がしきりに出ておりますけれども、私はその議論がよくわかりません。私自身金融機関で働いた者として、金融の機能として、中小企業の融資と国際融資は、やはりエコノミー・オブ・スコープが働くわけで、だからこそ東京三菱銀行も三井住友銀行も、100 万円の個人融資と国際融資というのは分けていないわけです。私はそれが金融の世界の常識であると思います。

(与謝野議員) 他に御発言ありませんか。本間議員。

(本間議員) 原理的な部分のところと、それからオペレーションの部分のところ多彩な御議論をいただきましたけれども、民間議員の案を作りますときに、例えば竹中大臣のペーパーは我々とほとんど変わっていないと認識しているが、具体的に考え方を組織、機能の分割に至らせるときのマッピングの仕方、そこが判断の決め手の部分のところ、はっきりと決断をしにくい部分を、ペンディングのまま A と B をブレンドするような話もあったわけでありまして。今の A 案も、当初案では J B I C のところから、上の方に上がる矢印を除いた形にしていたということもございます。いろいろな経緯の中で、A と B をどういう具合に組み合わせるのかというようなことも含めて問題提起をさせていただいて、論理的な部分で果たして切り分けられるか、あるいは政策の機能上、それによって阻害されないか、というようなことは十分前広に議論していただければと思っております。

それから一番大きなポイントは、恐らく基本法をつくるかどうか、あるいは次期通常国会までにやるかどうか。有識者議員ペーパーを見ていただきたいと思っております。2 ページの「4.」のところ、推進本部を作るということ、そして行政改革担当大臣の下で事務局を作るということ、それから、基本方針をこのまま閣議決定した上でやるということが書いてあります。ここが竹中大臣の基本法をどう作るかという議論と幾分ずれがあります。私は精神的なものを明確にするためにワンステップ入れ込むということも結構なことだろうと思っておりますが、ここは政治的な判断を政治日程的にもやっていただければと考えております。

それから今の竹中大臣の御指摘は、「5.」のところ、ほぼ尽きているのではないかという気がいたしております。問題は、各大臣がおっしゃるような実務上の詰め、あるいは過渡期の問題についてどのようにそれを整理していくかということに尽きるのではないかと考えております。ぜひ、この辺のところも御議論いただいて、最終的に基本法としてまとめるのか、この基本方針でやるのか、ということも含めて結論を出していただければと思います。

(与謝野議員) 竹中大臣。

(竹中議員) 1つだけ。郵政民営化の基本方針を作ったときの経験でいいますと、私が申し上げたようなことを基本方針に入れておかないと、後の制度設計が現実にはできないと思います。その点はぜひ議論を深めて、基本方針には入れておく必要があると思っております。基本法をつくるかどうか。これは基本的には内閣官房で御判断いただく問題だと思うので、私はこだわるものではございませんけれども、基本法のつくり方にもいろいろな法律要件として何をするのかというのがあると思いますので、そこは今後話し合いを進めればよい問題であると思っております。

(本間議員) 竹中大臣、ちょっと質問させていただきたいのですが、この我々の整理と大臣の整理はどこが基本的に違うとお考えですか。私はそれほど違うところはないような感じがするのですけれども。

(竹中議員) 例えば、ガバナンスの話等をどのようにするかというのは、組織の切り分けをする前に、そういう話があるべきだということをこれまで議論してきたと思うんです。そういうことを書いていただきたいということです。

(本間議員) 我々の整理の仕方はこれからの問題でもあると思うんですけれども、今日は1枚もので出しておりますので、ガバナンスの点については、きちんと整理をしたい。

(竹中議員) お願いします。

(与謝野議員) 麻生大臣。

(麻生臨時議員) A案という、1つの案が良いというお話で、大銀行もそうだったのではないかという説がありましたけれども、だから大銀行はだめだったのではないですか。

(竹中議員) 大銀行でも、良いところと悪いところがあると思います。

(麻生臨時議員) それも忘れないでおいてください。政府として、大銀行を救うために幾ら金をつっ込んだか。

(与謝野議員) どうぞ吉川議員。

(吉川議員) 先ほど私がコメントさせていただいたインターナショナル、国際のところですが、純粋に金融として見たときに、中小企業等々と比べて範囲の経済があるかどうか、これも一つの問題だと思いますが、それと同時に、国際競争力等で多くの人が指摘するのは、純粋な金融機能と同時に、いわゆる国旗、ナショナルフラッグが付くことが重要なのだということ。そうした機能が、こういう形で大丈夫なのかどうかというところが、もう一つ判断材料なのだと思います。その点について、自分では、はっきりとした考えを特に持っておりません。ただ、最後に政府として詰めていくときに、一つの機能として金融とは独立に、「国旗の機能」というのを考えておく必要がある。

(本間議員) ガバナンスの問題を例に取り上げさせていただきますけれども、持ち株会社的な話でガバナンスを持たせられるかどうか、それぞれ分離してガバナンスを追求していくようなシステムが良いのかどうか、ここは恐らく範囲の経済、あるいは組織上の効率の問題がどこまで進むかということなのだろうと思います。

したがって、基本法のところで、その組織の有り様について、ある種の方向性を出しておくということは重要な点だろうと思いますので、1つの形態にするのであれば、それが実際に範囲の経済及び組織の効率化につながるようなデザインを、基本方針にどの程度書き込めるかということだろうと思います。

(竹中議員) そのとおりです。

(与謝野議員) 他に御発言はございませんか。奥田議員。

(奥田議員) 今回、議論している政策金融改革については、今日、経済が回復して、一応順調な回復軌道に乗っているときの考え方と、惨たんたる有り様だった10年前の考え方が相当尾を引いているという話があると思っております。中小企業等で相当貸しはがしに遭って現実に苦労しました。そういうところに言わせると、経済も良くなって制度もできたのだから、ちゃんと銀行が金を貸してくれるだろうと思っている。一方で、過去の経験から言って、また貸しはがしが起こるのではないかという杞憂があるわけです。そこを考えていけないといけない。時代が変わってきちんとうまくいっているのだ、だから新しい軌道の中で我々は仕事をしていくのだ、ということになれば、それはそれでいいと思います。しかし、今我々は時代の一つの潮目の中にあるものですから、そういう中小企業の問題があると思えますし、また、国際金融にも同様の問題が相当あると思えます。

(与謝野議員) どうぞ。

(三浦農林水産副大臣) 農林公庫資金につきましては、先ほど申し上げましたが、この改革を目前にしまして、当省としては農業改革の一つの政策的なツールとして大変重要な位置付けをしております。林業では55年ぐらいの償還期間がかかるというものもございます。アメリカやカナダでも、この点は農務省が直轄でやっているという実情もあるように聞いております。ぜひこの改革が、政策的なツールということが担保できるような形になるように当省としても検討してまいりたいと思えますが、よろしく御検討いただきたいと思えます。

(与謝野議員) 本間議員どうぞ。

(本間議員) 先ほどの奥田議員のお話でございますと、確かに貸し渋り、貸しはがしなど民間銀行が対応できなかったという中で、政策金融の必要性が強調される向きもあろうかと思えます。しかし、今回の政策金融改革に当たりまして、我々の基本原則の中で、資料3ページのところでございますが、「民間金融機関も活用した危機対応体制」、これには国際的な金融危機だけではなく、国内的な金融危機も含めて考えているわけでございます。スキームとしては限定的な形で、後追いで公的資金投入ということをするのではなく、危機対応を政策金融機関と民間の手法とを使ってカバーしようというのがここの「3.」のところでありまして、よろしく願いいたします。

(与謝野議員) それでは、A、B、C案のC案は余り議論の対象にならなかったと思えますが、本日の基本方針の中で、基本原則については基本的に合意があったのではないかと思います。もちろん、各議員から御指摘があった部分を補強しなければならぬということもあると思えます。したがって、次回までに、ま

た私と民間議員の方と御相談をして、もう一回きちんとしたたたき台、それから基本原則、理念、こういうものを整理してお出ししたいと思いますのですが、その案づくりをお任せいただけるでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(与謝野議員) 総理から何か御発言、よろしいですか。

(小泉議長) はい。

(与謝野議員) それでは、以上のようなことにいたしまして、自民党、公明党もそれぞれ議論を進めておりますので、そういうところと齟齬を来さないように党の意見も伺って進めてまいりたいと思っております。

それでは次の議題に移りますが、ここで麻生大臣、小池大臣、中馬大臣、三浦副大臣、松村副大臣は退室をされます。

(麻生臨時議員、中馬臨時議員、小池臨時議員、
三浦農林水産副大臣、松村国土交通副大臣退室)

(与謝野議員) それでは次に、社会保障制度改革について御審議いただきます。

○社会保障制度改革について

(与謝野議員) 医療制度改革については、これまで諮問会議で繰り返し議論を行ってまいりました。厚生労働大臣と有識者議員とでは少し考えが異なる部分もありましたが、医療給付費の伸びを国民が負担可能な範囲とする仕組みを導入することについての大きな方向性は一致していたと考えております。政府・与党医療改革協議会においても、これから取りまとめに向けて議論が収斂していくと思われるので、諮問会議として、ここで一度議論を集約したいと思っております。

お手元に「医療制度改革について(案)」という資料を出してございます。まず、「(1) 導入の目的」についてですが、国民の安心の基盤である皆保険制度を、経済・財政と均衡がとれ、将来にわたり持続可能なものとするため、医療給付費の伸びを国民が負担可能な範囲とする。

「(2) 具体的仕組み」について、1つ目は、医療給付費の伸びに関しては、個別の医療費適正化方策を積み上げた効果を織り込んだ形で、経済規模と照らし合わせて評価しつつ、5年程度の中期を含め、将来の医療給付費の規模を示し、これを医療給付費の伸びの実績を検証する際の目安となる指標とする。そして、この目安となる指標と実績とを突き合わせることにより、医療費適正化方策の効果を検証し、その検証結果を将来に向けた施策の見直しに反映させる。

2つ目は、将来の医療給付費の規模を示すに当たっては、医療の特性を踏まえ、国民の安心を確保しつつ、例えば、その対国民所得比や対GDP比を示し、国民負担の面で許容範囲にあると考えられる程度の水準にあるかどうかという観点から、厚生労働省、経済財政諮問会議等で検討を行う。また、その後現実に医療給付費の対国民所得比等の一定の増加が見込まれる場合、どのような要因に基づいて増加しているのか検証し、施策の見直しの必要性について検討を行う。

これが今日お出しした医療制度改革についての案の骨子でございます。

続きまして、有識者議員、川崎大臣より順次御発言をいただきます。

まず奥田議員。

(奥田議員) それでは、お手元の「医療制度改革の議論の集約に当たって」という有識者議員のペーパーを御説明いたします。

まず、「1. 医療給付費の伸びの抑制」ということでございますが、制度改革や診療報酬改定を行う場合には、医療給付費の将来の規模を必ず示し、国民負担の観点から、常に経済規模との関係を確認することが必要であると、このように考えます。また、医療の効率化には、具体的な目標を立てまして、個別の施策ごとにいわゆるPDCAというサイクル、これは手法でございますが、そういうサイクルを導入するべきであると、このように思います。与謝野大臣ペーパーの「(2) 具体的仕組み」にあるとおり、医療給付費の伸びの目安となる指標を実現するためには、毎年このPDCAという手法を用いて管理していくということが不可欠であるということを、ぜひ確認させていただきたいと思っております。

「2. 『集中改革期間』の設定」であります。今後の5年間は、超高齢社会の足元でありまして、かつ、基礎的財政収支の改善にも重要な期間であるということから、「集中改革期間」として位置付けまして、重点的に取り組んでいくべきであると、このように考えております。

これを具体的に申し上げますと、第1に高齢者患者負担の見直し、あるいは保険給付範囲・内容の徹底した見直し。第2に診療報酬・薬価の大幅なマイナス改定。第3にレセプト・オンライン化の原則義務化、医療の標準化、診療報酬体系の見直し等、医療サービスの向上・効率化などということでございます。こうした点について、最大限の政策努力を行うことが必要であると思っております。

特に、申し上げました保険給付範囲の見直しでございますが、これだけでも10月27日の諮問会議の民間議員資料でお示したように、4.6兆円削減できるということを踏まえまして、平成18年度の医療制度改革では、思い切った医療給付費の抑制を図るべきと考えております。

また、その後も効率化努力を継続することにより、2010年度までの「集中改革期間」においては、医療給付費の対GDP比などを現在よりも引き下げることを目指して、目安となる指標を設定するべきであると、このように考えます。

今後の政府・与党医療制度改革協議会においても、ただいま申し上げた点を念頭に置いて議論をいただきたいと考えます。また、諮問会議でも医療制度改革について引き続き検討していく必要があると考えております。

私からは以上でございます。

(与謝野議員) 次に、川崎議員からお願いします。

(川崎臨時議員) 今回、経済財政諮問会議における医療制度改革に関する意見を集約する前提としての意見を申し上げます。

厚生労働省としては国民の安心の基盤である皆保険制度を、経済・財政とも均衡がとれ、将来にわたって持続可能なものとするため、お手元の資料「医療制度改革について」にある形で取り組みを行ってまいります。

なお、その資料の最後に付けてありますけれども、前回御指摘のあったレセプトの IT 化、オンライン化につきましては、オンライン化に向けての厚生労働省の考え方について、医師会等の関係者に説明を開始したところでございます。了解には至っておりませんが、鋭意進めていきたいと考えております。

与謝野経済財政政策担当大臣が提出されている資料で、意見の集約において、「医療給付費の伸びを国民が負担可能な範囲とする仕組みの導入」とありますが、これは資料でお示したような厚生労働省による取組及び経済財政諮問会議等における意見という流れを指して仕組みの導入と言われているものと理解しております。また、将来の医療給付費の規模については、具体的な政策の裏付けなしに、あらかじめ医療費の規模を決めるのではなく、実際に医療に当たっております医師や看護師等の方々、またそれらを都道府県とよく相談しながら具体的な方策を固め、その効果を積み上げていくしかないと考えております。したがって、経済財政諮問会議等において御意見をいただくとしても、厚生労働省による個別政策の積み上げの効果の見通しを将来の医療費の規模として示していくことが適切であると理解しております。

また、個別政策の積み上げによらない場合には、将来の患者負担増や診療報酬の引き下げをあらかじめ約束することになりますが、患者負担増や診療報酬の引き下げについては、その段階で改めて国民的合意を得ることが必要であると考えており、個別政策の積み上げなしに、あらかじめ約束することは、必ずしも適切でないと考えております。

なお、経済財政諮問会議等における検討に当たっても、単に国民負担の面のみならず、医療の質の確保・向上に配慮しながら検討が行われるものと考えております。今回の医療制度改革の具体的内容については、現在、政府・与党医療改革協議会において議論を行い、種々御意見をいただいているところでありますが、引き続き議論を重ね、成案を得るように努力していきたいと考えております。

以上でございます。

(与謝野議員) 御意見はございませんか。

それでは、川崎臨時議員資料のうち、1と2は、川崎大臣の御意見と諮問会議の御意見とほぼ一致していると思いますが、3については、なおまだ留意しなければならぬと考えますが、そのような理解でよろしいですか。(川崎臨時議員了)

それでは、そういう前提で、川崎大臣からこの点はという留意事項を含めて、経済財政諮問会議のとりまとめのペーパーを用意いたしまして、政府・与党にお出ししたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

(与謝野議員) 総理何か御意見は。

(小泉議長) レセプトのオンライン化で、今のところどういう点に一番抵抗があるのか。

(川崎臨時議員) この前、医師会の理事を呼びまして、こういう形でやりたいと、

要は、もう支払いはオンラインでなければ払わないというところまで宣告しているわけです。それに対して、当然、理事は即断できませんので持ち帰っております。しかし、方向づけとして、全体の流れがこういう方向になるだろうということは認識されていますし、したがって、医師会としっかり話しながら、その方向に進めなければならないと思っております。

(小泉議長) 随分進歩しましたね。

(牛尾議員) それはすごい。

(与謝野議員) よろしゅうございますか。

川崎大臣はここで退室をされます。

(川崎臨時議員退室)

(与謝野議員) それでは次に、特別会計改革特定財源について御審議をいただきます。谷垣大臣から御説明があります。

○特別会計改革・特定財源について

(谷垣議員) 昨日、財政制度等審議会から「平成18年度予算の編成等に関する建議」と「特別会計の見直しについて」の報告を頂戴しておりまして、その内容を御説明いたします。

まず予算編成の建議でございますが、その概要を資料「平成18年度予算の編成等に関する建議・特別会計の見直しについて」の最初の3枚にまとめております。

資料の1ページ目をご覧くださいと、総論におきましては、平成18年度予算は歳出・歳入一体改革を進めていく上での土台固めとなるものであって、聖域なく歳出改革に取り組むべきである。そして非効率的な歳出は徹底して見直す必要があり、裁量的な経費だけでなく、制度面の見直しに果敢に取り組んで、義務的な経費の抑制・縮減を図るべくといった基本的考えが示されております。

資料の2ページ目、それから3ページ目は、そのような基本的考え方のもとで、各論についての指摘事項を要約しております。今後、予算編成が本格化してまいります。これらの指摘事項を踏まえて、国債発行をできる限り30兆円に近づけるとの方針のもとで、あらゆる分野の歳出改革を徹底して平成18年度予算を仕上げたいと考えております。また、ここにあります指摘事項については、今後とりまとめられます予算編成の基本方針に盛り込むという方向で検討を進めていただきたいと存じます。

次に、特別会計の見直しでございますが、資料の4ページ目以降をご覧くださいと存じます。一番上の四角のところですが、財政制度等審議会の提言は、国が行う必要性、区分経理の必要性、現行の区分経理は妥当かといったことにつきまして、31の特別会計すべてをゼロベースで点検したものでございまして、個別の内容については、資料の5ページ、6ページをご覧くださいと存じます。

主なものを説明いたしますと、まず社会保険事業関係では、社会保険庁改革に伴って年金関係の2つの特別会計の一本化を検討することなどを求めています。それから公共事業関係では、特定財源の見直しの具体的化を求めるほか、4つの

特別会計の統合を検討するよう求めています。電源開発促進対策特別会計につきましては、特定財源である電源開発促進税を一般会計経理にすることや、石油・エネルギー需給構造高度化対策特別会計との統合を検討するよう求めています。さらに、特別会計の廃止につながり得るものとして、独法化等、あるいは一般会計との統合が考えられるわけですが、31の特別会計のほぼ半数をその検討対象としております。内訳を申し上げますと、国として行う必要性の検討対象は11会計。区分経理する必要性の検討対象は6会計。今申し上げました2つに重複カウントされているものは1会計、自動車検査登録特別会計でございます。

それから剰余金、積立金につきましても、明確な必要性のないものは一般会計への繰り入れ等を求めています。なお、民間議員ペーパーで、後ほど御説明があると存じますが、7特会について御指摘がございますが、このうち、財政融資資金特別会計につきましては、特会改革等の趣旨を踏まえまして、どういう対応が可能か財務省として責任をもって検討を行ってまいりたいと考えております。

今回の提言は、制度改正につき踏み込んだ内容も含むものでございまして、今後は、与党とも連携しながら、改革の実現に向けてさらに努力をしたいと考えております。

以上でございます。

(与謝野議員) それでは、本間議員から御説明をお願いいたします。

(本間議員) それでは、有識者議員ペーパー「特別会計改革・特定財源問題について」を説明させていただきます。

今、谷垣財務大臣からお話があったとおり、財政制度等審議会におきまして小委員会を設けて、この特別会計及び特定財源の問題について包括的に御議論、整理していただきました。その御尽力に対して非常に高く評価すべきだろろうと思えますし、各所管官庁がかなり抵抗するであろう内容も含まれておりまして、これを確実に実行していかなければならないだろろうと思えます。しかし、まだ幾分切り込みが甘いかなと思われる部分もございまして、さらに抜本的な改革についても、この際きちんと議論をし、アクションプログラムをつくって政府全体で改革を進めていくことも、また求められる点ではないかという気がいたします。

資料の「1.」のところで、その点について触れております。今回の財政制度等審議会報告を受けて、各特別会計を所管する省庁は、3年程度の工程表を含む行動計画を早々に策定し、各所管大臣が諮問会議に報告した上で、速やかに改革を実施する体制を強化すべきであろろうと思えます。

さらに、それを実行する過程においても、定期的に諮問会議において所管大臣の出席を求めて、どう進んでいるかをフォローアップしながら、不十分であれば、政治のリーダーシップを発揮して、断固改革を推進するというスタンスを、国民の前にも明らかにしていく必要性があろろうかと考えております。

「2.」から「5.」につきましては、その際に当たって考慮すべき部分を整理いたしております。複数特会の統合や一般会計との統合、これが大きな柱になっていくということは間違いございませんが、そのまま統合するということだけで

は事業の効率化が進まないことも事実であります。「民間でできるものは民間に」という観点から、民間委託、市場化テストの思い切った活用も図って、民営化・独法化の可能性を徹底的に追求していく必要性があろうかと思えます。このため、すべての特別会計の事業を本年度内の国会提出に向けて準備を進めている「市場化テスト法（仮称）」の対象とすべきであろうと考えます。

事業廃止または国以外の主体への移管が行われる特別会計以外のものについては、原則として一般会計に吸収すべきであろうと思えます。受益と負担という観点で、特別会計にした方が明確に良いということが論証できない限り、一般会計への吸収を実現する。特に、一般会計からの繰入の大きなものについて、ここでは国有林野事業、道路整備、空港整備等を挙げておりますけれども、前向きに検討し、一般会計の負担が小さくなるような構造改革に取り組んでいく必要があるかと思えます。

「4.」でございますけれども、特別会計あるいは特定財源が、国の財政再建・プライマリーバランス黒字化にどのように結び付いていくのか、ということの説明していくことが大事だろうと思えます。事業内容の廃止を含めた厳しい見直しを通じて、実質的な事業を行う17兆円について削減目標を示し、成果が上がるような改革を行い、そしてそれを実行していくために「年次報告書」、これはフォローアップの一環でありますけれども、これをきちんと公表しながら、歳出額と一般会計繰入額について、実績と将来見通しを年次ごとに明らかにしながら、我々が究極的に追求する効率化を、確実に実施していくということが、この「4.」の内容であります。

特別会計の資産圧縮の問題は、これまで民間議員が指摘した政府の資産・債務改革の問題と、量的には3分の2が関連をいたしております、その意味で基本的な方針に沿って大胆な圧縮を進めるべきであろうと考えております。先ほど谷垣大臣のお話の中にございました7特会46兆円などにつきましても、踏み込んで御検討いただけるということでございますので、それを実現に向けてきちんとやっていただきたいと思えますし、我々もまた、この点について議論をする、あるいは改革に向けての一層の示唆というものを続けていくことも求められるかと思えます。

最後は、道路特定財源の問題でございます。この道路特定財源につきましても、いろいろな御議論があるということは十分承知をしておりますけれども、総理の指示の下に、一般財源化へのきちんとした道筋を付けていくことが必要であると思えます。

以上でございます。

(与謝野議員) ありがとうございます。次に、二階大臣から御発言をお願いいたします。

(二階議員) 特別会計の改革は極めて重要な課題であるということ認識いたしております。そこで事業の効率化・透明化や、財政規律の向上に資するように改革を進めていくことが大事なことは、今、改めて申し上げるまでもありません。そ

ここで、経済産業省の所管分野の中で、現下の原油価格の高騰は極めて重要な問題で、このまま看過するわけにはまいりません。そこでエネルギー政策をしっかりと展開するなど、特別会計の政策を責任をもって遂行することが重要であります。しかし、今、民間議員ご提出のペーパーのご説明にもありましたように、この際、政治のリーダーシップを発揮して、見直すべきところはきっちりと見直して改革を進めたいと、このように考えております。

以上でございます。

(与謝野議員) それでは、御自由に御発言いただけますか。竹中大臣。

(竹中議員) 特別会計の改革は、資産・負債管理とも絡んで最も重要な改革になると思います。その意味で、基本的には谷垣大臣の今のご説明に沿って、ぜひ進めてほしい。同時に、特別会計は我々でさえよくわからないところがたくさんあるわけで、国民から見ると本当にわからない。その意味では、国民から見える改革にしていく必要がどうしてもあるのだと思います。

そういう点で、民間議員ペーパーの「実質的な事業を行う17兆円について削減目標」を示すということは、私は一つのやり方だと思いますが、数値目標に関していうならば、ぜひもう一つ追加することを財務大臣にお考えいただけないだろうかと思えます。それは、財政貢献という概念だと思うのです。これを改革することによって、その中で今、資産・負債の中で埋もれているという語弊があるかもしれませんが、相当な余資が出てくる可能性があるということだと思います。

これから予算編成に当たって、また政策金融改革においても、財務省から、余っているお金があれば出せと、剰余金があれば出せと、必ず言われるわけで、これには誠心誠意協力をいたします。そうであればこそ、まず財務省が持っている資産について、余資の可能性があるものについては思い切り出していただきたい。財務省が持つておられる金額は、他省が持っている金額とは桁が違う金額をお持ちだと思います。それがここにある7特会46兆円で、とりわけ、財務大臣も言及された財政融資特別会計については、多分、22兆円の金利変動準備金があるわけですが、これは簿価評価をしているところで、金利変動の準備金を積んでいるということ自体が理解がほとんどできないと思うのです。現実に、ここにあるお金を使って住宅金融公庫とか都市再生機構の損失処理が行われている。よくわからないところにお金があって、よくわからない形で使われている。財務省から各省庁にいろいろ要求が出されて、私たちは一生懸命応じますけれども、そこはやはり、まず財務省に範をたれていただく必要がどうしてもあるのではないかと思います。

その意味ではこの22兆円をきちんと評価して、そして何年間で取り崩したら年間このぐらいになると。ほとんどは半端な金額ではない、相当の金額になると思えます。そういう財政貢献の目標をぜひ国民に向けてわかりやすく掲げていただきたい。大変難しい問題があるかと思えますけれども、その点をぜひ、お願い申し上げます。

(与謝野議員) 谷垣大臣。

(谷垣議員) 私どもも今まで、本間先生にも大変御苦心いただいてルールを作っておりますが、今の竹中大臣のおっしゃった点は、更にそのルールをもう少し見直す必要がある等、いろいろなことがあるかと思えます。また、それぞれの特会ごとに事情も違います。今日のご意見には、「年次報告書」という御指摘もありましたけれども、「年次報告書」という名前になるかどうかは別として、そういうことがはっきりわかるように我々も努力したいと思えます。

(本間議員) 我々というと、私自身も含まれておりまして、金利変動準備金については、私が分科会長をしておりました財政制度等審議会で議論した経緯もございます。しかし、大分経済情勢も変わってきておりますし、資金の使われ方についても、竹中大臣が御指摘のとおり、都市整備機構に対する金利の振替のところなどにも使っているわけでありますので、そういう部分もわかりやすく示しながら、しかし、金利変動準備としてどのくらい必要かということはきちんと議論しながら、財務大臣にリードしていただきまして、私も分科会において、そういう議題についてきちんとやらせていただきたいと思っております。

(谷垣議員) 先ほど財務省として責任をもって申し上げたのは、そういう気持ちを込めて申し上げたつもりでございますので、よろしく願いいたします。

(与謝野議員) それでは、とりまとめさせていただきますと思えます。

財務大臣におかれましては、財政制度等審議会の報告を頂くとともに、本日、有識者議員からの御指摘、また竹中大臣から御指摘がありました。これらの点を踏まえて、関係大臣とともに検討を進めていただきまして、早急に特別会計改革に関する工程表を作成し、諮問会議にも御報告をお願いいたしたいと思えます。

総理から御発言はございますでしょうか。

(小泉議長) これは塩川財務大臣時代からの懸案だから。わかりやすくするためには、特別会計をどれだけ改革したから、どれだけ増税しないで済んだかと、まずそれを説明してほしい。いくらでも良い。おかゆとすき焼きと言われているけれど、これだけ改革しましたから、これだけ増税しないで済みました、というのが一番わかりやすい。いくつでも良い、特別会計。それでこの予算に生かしてください。

(谷垣議員) また、国債もできればどんどん消却したいという気持ちもございます。

(与謝野議員) 奥田議員。

(奥田議員) 道路特定財源でございますが、民間議員ペーパーの一番最後の「6.」に書いてございます。長年道路整備のために暫定税率を続けておりまして、その見直しには納税者の理解が不可欠であると思えます。総理指示の下で、年末には道路特定財源に関する基本方針がとりまとめられることになっておりますが、現在納税者からは道路整備がまだ不十分であるとか、あるいは欧米諸国に比べて極めて重い税負担であるという不満の声が非常に多く挙がっておりまして、これから若干の政治的な動きが出てくる可能性があるのでは、十分御認識いただきたいと思えます。

(谷垣議員) 国土交通大臣とも今よく御相談しながら詰めております。

○予算編成の基本方針（事項案）について

（与謝野議員） それでは次に、最後の議題でございます。資料「『平成18年度予算編成の基本方針』の主な事項案」について御審議をいただきます。

まず、「Ⅰ わが国の経済・財政と構造改革の推進」であります。ここでは、今後の経済・財政事情、構造改革の推進などについて記述することを考えております。

「Ⅱ 平成18年度予算の基本的考え方」であります。ここでは、歳出改革の堅持・強化、特別会計改革、総人件費改革、税制改革などについて記述することを考えております。

「Ⅲ 歳出の見直しと構造改革の推進」であります。1～4までは、活力ある社会・経済の実現に向けた重点4分野、5以降は、「社会資本整備」、「社会保障制度」、「地方財政」を掲げております。

以上が事項案であります。先ほど触れられましたように、国債発行について、平成18年度は限りなく30兆円に近づけろという総理の御指示が先般の閣議でございましたので、それが当然基本の柱の一つとなります。

以上です。

それでは、御自由に御発言ください。牛尾議員。

（牛尾議員） 実は、今日、有識者議員から平成18年度予算編成に関する考察という書類を出すはずであったのですが、まだ実態を十分つかみ切れていないので、次回に延期をしました。

今回の予算では、総理のおっしゃる国債発行を30兆円に限りなく近くするという目標に加えて、基本的には「小さくて効率的な政府」を歳出削減によってどのように実現するかということもきちんと明確にする必要がある。それと同時に、今、大臣から御説明がありました特別会計についての制度改革、剰余金、積立金の繰入れ等が、平成18年度予算でどの程度減少するのかを明確にする必要がある。更に資産・債務管理で、今後増税の流れが出てくる場合は、貴重な国有財産でも必要なものは売る。金融財産のみならず国有財産の売却の収入をどのくらい考えるか。この辺にかなりの目標を置いて、単に国債発行が減るだけではなくて、個別の部分別に「小さな政府」をこのように目指しているということが、国民にわかりやすい文章にしたい。

しかし、幸いなことに自然増収が非常に増えてきておまして、現在の段階では3兆円、4兆円近い増収増がある。それはあって国債発行30兆円が実現したら何もなくなってしまふわけです。だから、総理は本当は増収増を別にして国債発行額を30兆円に減らせと言えどもさらに迫力があつたと思うのですが、結局、増収増が経済の活性化によって非常に増えてきた。公共投資を増やさなくても、これだけ増えてきたというのは、かつてないすばらしい快事ではありますが、それをどのくらい見込んであるかということもきちんと明確にした方がよい。

さらに減税をやめて増税という話が、次から次へと現れている。こういうときに経営者である私が、法人税の減税廃止はもう1、2年延期してほしいというこ

とは小さな話になるのですけれども、実際は景気の実情からいうと、IT投資減税の期限切れや、研究開発減税をやめるという1兆円ぐらいの金額は、簡単のようだけれども本当に腫れ物に触るように考えていかないと危険なところはあるし、所得税のかつての部分全部元へ戻すのも、やはり個人消費との関係について注意深く十分メッセージを発しながら増税しないといけないと私は思うのです。今、いとも簡単に増税でこれだけ増やそう、というふうに進むやり方は間違いであると思います。

そういう点で経営者としては、法人減税の特例措置はもう1年延ばすべきだと思いますが、大きな問題としては、この平成18年度予算編成に関しては、例えば、歳出は部分別にこういう4つの部分、増収はこういう3つの部分、と明快にして国民にメッセージを送る歳出の内容の伝え方を、ぜひ今回実現をしてほしいということを財務大臣にお願いをしたいと思います。

(与謝野議員) 二階大臣。

(二階議員) ただいま牛尾議員のおっしゃったことの中で、特に研究開発減税については重要なことだと思っております。研究開発等の政策減税は、産業の競争力強化、日本経済の活性化、活力を維持するためのエンジンのような役割を果たしている。今、ご指摘のありましたIT投資減税、研究開発減税等は極めて重要でありますので、継続をお願いしたいと思っております。

(与謝野議員) 奥田議員。

(奥田議員) 私も同様のことで申し訳ございませんが、日本は今、科学技術創造立国という形で前に進んでいるわけですが、過去行われてきた研究開発投資やIT投資に対する減税措置は、非常に重要なファクターであって、影響が非常に大きかった。これを今回なくす、あるいは金額を縮めるといったお話が現在出ておりますが、減税措置については、ぜひ日本の将来を考えて財務省の方でよくお考え願いたいと思います。

(谷垣議員) これからよく研究させていただきますが、3年間ということで、一応、相当役割は果たしたと思います。時限で作りました措置ですので、そのあたりもよく見て研究させていただきます。

(奥田議員) よろしく申し上げます。

(与謝野議員) 竹中大臣。

(竹中議員) 毎年この時期になると、国債発行額を減らせという話と、しかしできれば減税は続けてほしいという議論が出てきて大変悩ましいわけですけれども、財政の論理とマクロ経済の論理を整合的に見るというのが、この経済財政諮問会議の重要な役割なのだと思うのです。それでお願いでございますが、当然いろいろ御準備をしておられると思うのですが、いろいろ議論されている税負担増がマクロ経済にどのような影響を与える可能性があるのかというチェックの議論を、ぜひ従来以上に早めにしていただく方がよいのではないかと思います。

それに加えて税制変更しますと、その初年度というのはあまり影響力が出てこないのですね。しかし2年度、3年度とそれが加重的に出てくる傾向があります

ので、少し複数年度をとって、議論されている税の変更がマクロ経済にどのような影響を与えるのかという議論を、ぜひ内閣府の事務方で詰めていただきたいと思います。

(与謝野議員) 本間議員。

(本間議員) 今までのお話は、非常に重要なポイントだろうと思います。具体的にもう少し数字的なイメージも含めて、整理してお話しさせていただきたいと思いますが、今年の44兆円の税収が来年度どのぐらい伸びるか。その際に、経済の状況改善に伴ういわゆる自然増的な部分、それから定率減税に伴うそのはね返りの部分、恐らく今の状況では、両方合わせると4兆5,000億円前後ぐらいまでいくのではないかという予測もございます。

一方で34兆5,000億円の公債費収入を、30兆円まで低くしようという総理の御指示でございますから、プラスマイナスがほぼそこでゼロになるイメージとが出てくるのだらうと思います。そして特別会計や資産・負債管理のところで、一般会計にその他収入をどこまで持っていけるかという部分、これが今年は3兆8,000億円ぐらいあったと思いますけれども、それをどのように積み上げるか。歳入サイドをどうイメージするかというのは、内閣府の仕事でもありますけれども、早めに出して議論するということ。

それから一般会計の歳出をどうイメージするか。これは一般歳出という部分、地方交付税交付金の部分、国債費の部分がございまして、国債費の部分は、今年に比べてボリュームが増えておりまして、概算要求では2兆円程度の上増しで要求されていると承知しておりますけれども、そこが金融政策の金利動向なども含めてどうであるかという詰め方が一つポイントになってくると思います。地方交付税の部分で、はね返り分の4兆3,000億円の半分をどうするか。これをどういうイメージで実現していくか。そして残りの一般歳出について、社会保障の部分で今の2兆2,000億円をどこまで切り込めるか。こういうことを考えますと、全体像がイメージできて、牛尾議員がおっしゃったとおり、総理の御指示は非常に大胆だというイメージがございましてけれども、結構これは必ずしも難しくないのではないかという見方すらあり得ると思うのです。しかし、歳出の部分のところと、増税の部分のところをどう組み合わせるかという問題は、竹中大臣の御指摘のとおりマクロ経済に対しても、非常に重要なポイントです。経済政策の運営に当たる情報公開について、するかどうかはともかくとして、きちんとこの場で議論することを定着させていく時期に来ているのではないかという気がいたしますので、この辺のところ、谷垣大臣には、少々御躊躇されるかもわかりませんが、よろしくお願いします。

(谷垣議員) 税収の見積もり等は、今までの毎月の入り方を見ておりましたが、今おっしゃるようにプラスマイナスゼロになると言えるほど、まだできているわけではございません。

(本間議員) 非常に難しいというイメージからするとそうですね。

(谷垣議員) 予算編成に向けて、そういう作業は急がないといけません。

(与謝野議員) 牛尾議員。

(牛尾議員) かなり活性化が成功して税収も上がってきた。そして歳出カットも「小さな政府」の思想が浸透して、単なる一般歳出のみならず、特別会計や総人件費、資産管理にまで及んだ。この平成18年度の予算というのは非常に大きな意味を持っている。総理の30兆円という国債発行の目標値、ひょっとしたら28兆円までいくかもしれないというぐらいの意気込みで努力し、そういうものを土台にして次の5年間をどう見るかという「改革と展望」、平成18年度予算を土台にして向こう5年間でどこまで我々はプライマリーバランスに近づくかということ、項目別に具体的に議論できるようになってきた。その項目については、谷垣大臣のところに協力を得ながら、どういう形で国民にそういうメッセージを送るか。みんなに苦労してもらった分がこれで花が咲くのですと言えば、更に経済が活性するわけですから、そういう意味では、平成18年度予算は、今後5年間の大きな土台となる予算である。実は、今日出すはずのペーパーは、以上のことを提案する文書をつくっていたわけですが、まだ十分確信を持って言える数字がつかめていないので、そういう点もぜひ御協力を頂戴して、次の29日には資料を提出する前にいろいろな情報交換をお願いしたいと思います。

(与謝野議員) よろしゅうございますか。

それでは、「平成18年度予算編成の基本方針」については、総理の御指示である国債発行額を30兆円にできるだけ近づけたいということ踏まえまして、構造改革や歳出見直しについて諮問会議で議論してまいりました成果に基づき、次回原案を提示し、12月初めを目途に諮問会議として取りまとめ、閣議決定できるよう努力いたしたいと思っておりますので、皆様方の御協力をお願い申し上げます。

総理、何か御発言ありますか。

(小泉議長) 結構です。よろしく。

(与謝野議員) それでは、以上をもちまして、本日の諮問会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

(以 上)